

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

平成 22 年 3 月 3 日（告示第 395 号）一部改正

平成 24 年 8 月 10 日（告示第 2005 号）一部改正

平成 29 年 6 月 28 日（告示第 1011 号）一部改正

平成 30 年 4 月 27 日（告示第 969 号）一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.4 から 3.5.8 までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条の 4 第 1 項の規定により行われる再審査において、同法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条第 2 項第 3 号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものにあっては、動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.7.1 に規定するところにより試験を行うものとする。